明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十五条の見出し	老人保健法施行規則	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令

附則第十五条第一項の表第十五条の項を次のように改める。

第十五条	老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）第五十九条	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第二十二条
	第五十九条第一項中「第六十二条第一項	第二十二条第一項中「法第四十六条第一項
	第八十一条の十二	国民健康保険法附則第十六条
	老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六十二条第一項	法第四十六条第一項

附則第十五条第二項及び第三項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、平成二十九年度に係る療養給付費等補助金及び組合普通調整補助金から適用する。

（旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（次項において「なお効国保算定省令」という。）第九条第二項の規定により厚生労働大臣の承認を受けた算定方法は、第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（次項において「新高齢者算定省令」という。）第三十八条の四第二項の規定により厚生労働大臣の承認を受けた算定方法とみなす。

2　施行日前になお効国保算定省令第十二条第二項の規定により読み替えられたなお効国保算定省令第九条第二項の規定により厚生労働大臣の承認を受けた算定方法は、第三条の規定による改正後のなお効国保算定省令第十二条第二項の規定により読み替えられた新高齢者算定省令第三十八条の四第二項の規定により厚生労働大臣の承認を受けた算定方法とみなす。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成二十七年度の保険者に係る確定前期高齢者交付金及び確定前期高齢者納付金並びに確定後期高齢者支援金の算定については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第十一条第三項、第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「百二十七人」を「百二十五人」に改める。

第二十条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第二十一条の見出しを「（防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官）」に改め、同条第一項中「検疫対策室」を「防疫対策室及び国際室」に、「五人及び国際検疫調整官一人」を「四人」に改め、同条第二項中「検疫対策室」を「防疫対策室」に改め、同項各号を次のように改める。

一　病虫害の防除（蚕病の予防に関することを除く。）に関すること。

二　輸入植物の検疫に関すること（国際室の所掌に属するものを除く。）。

第二十一条第三項中「検疫対策室」を「防疫対策室」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出入植物の検疫に関する国際関係事務の企画及び立案並びに連絡調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、輸出植物の検疫に関すること。

5　国際室に、室長を置く。

第二十三条第一項中「二人、企画官一人、管理官一人及び総務・会計専門官一人」を「、企画官、管理官及び総務・会計専門官それぞれ一人」に改め、同条第二項中「、命を受けて」を削る。

第二十六条の見出し中「海外展開専門官」の下に「、輸出戦略調査官」を加え、同条第一項中「海外展開専門官一人」の下に「、輸出戦略調査官一人」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　輸出戦略調査官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

第二十八条の見出し中「種苗審査室」を「種苗室」に改め、同条第一項中「種苗審査室」を「種苗室」に、「二十三人」を「二十二人」に、「三人及び」を「二人及び」に、「二人」を「三人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　種苗室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産植物の品種登録に関すること。

二　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産局の所掌に属するものを除く。）。

第二十八条第三項中「種苗審査室」を「種苗室」に改める。

第二十九条の見出し及び同条第一項中「バイオマス事業推進室」を「再生可能エネルギー室」に改め、同条第二項中「バイオマス事業推進室」を「再生可能エネルギー室」に改め、「係るバイオマス」の下に「その他の資源」を加え、「事業の企画及び立案並びに連絡調整」を「事務のうち再生可能エネルギーに関する総合的な政策の企画及び立案」に改め、同条第三項中「バイオマス事業推進室」を「再生可能エネルギー室」に改める。

第五十条の見出し中「、経営専門官及び農業協同組合調整官」を「及び経営専門官」に改め、同条第一項中「、経営専門官一人及び農業協同組合調整官一人」を「及び経営専門官一人」に改め、同条第六項を削る。

第百五条中「及び管理官一人」を削る。